

令和7年度札幌市宿泊施設バリアフリー化補助事業

～宿泊施設のバリアフリー改修に係る費用の一部を補助します～

1 補助対象施設

旅館業法における「旅館・ホテル」または「簡易宿所」の営業許可を得ている市内の施設

※以下の場合を除く。

- ・風営法で定める「店舗型性風俗特殊営業」を行う施設およびこれに類するもの
- ・公共施設（指定管理者制度の導入施設を含む。）
- ・その他の必要な許認可等未取得していない施設
- ・上記のほか、交付することが適当でないと市長が認めた施設

2 補助対象事業・交付金額

	補助対象の概要	補助率	上限額
客室改修	補助対象施設の <u>宿泊者が利用する客室</u> をバリアフリー化する改修工事	補助対象経費の4/5	8,000 千円 (一室当たり)
共用部改修	補助対象施設の <u>不特定多数の方が利用する共用部分</u> をバリアフリー化する改修工事		20,000 千円

<補助対象整備の例>



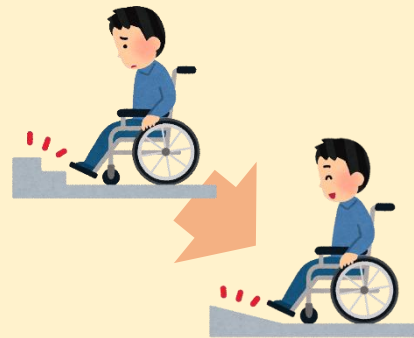
点字ブロックの整備



バリアフリースイレ
の整備



エレベータの整備



段差にスロープを設置

※ いずれの場合も、「札幌市福祉のまちづくり条例施行規則」で定める整備基準を満たす改修である必要があります。整備基準の詳細は、補助要綱の別表1～4をご確認ください。

3 交付条件

- ・本事業の目的を十分に理解し、効果的なバリアフリー改修を行っていただくため、申請前に必ず1回以上「建築士による窓口相談」を受けること。（詳細は4ページ）
- ・令和8年2月27日（金）までに事業を完了させること。（支払いを含む）
- ・本市が行う取材等に積極的に協力し、改修に係る経緯や必要経費の概要、改修後の業績等に関する情報の公開に同意すること。

4 窓口相談・申請期間

建築士による窓口相談 令和7年6月2日（月）から8月29日（金）まで

補助金の申請 令和7年6月2日（月）から9月30日（火）まで

お問い合わせ

札幌市経済観光局観光・MICE推進部 観光・MICE推進課受入担当

電話：011-211-2376

札幌市公式ホームページ：

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/hojo/r7barrier-free.html>



補助金支給までの流れ

①電話予約

- 補助申請を行うためには、「建築士による窓口相談」の利用が必須です。(要予約)
まずはお電話、メールまたは申請フォームにて相談日時のご予約をしてください。
- 令和7年5月28日(水)から受付開始
- ※詳細は4ページ「建築士による窓口相談」をご確認ください。

②窓口相談

- 申請を希望している宿泊施設の改修内容や整備基準等について、建築士がご相談に応じます。
- 予約した日時に、観光・MICE推進課(札幌市役所本庁舎15階北)までお越しください。
- 依頼予定の設計者または施工業者が決まっている場合は、できる限りご同席をお願いします。
- ※窓口相談を1回以上利用することが補助金申請の条件です。利用回数に制限はありません。
- ※窓口相談実施期限：令和7年8月29日(金)まで

③現地確認

- 申請をご検討されている方には、相談員(一級建築士)のほか、札幌市が指定する障がいをお持ちの方が訪問し、整備箇所の状況を確認し、改修内容を助言します。
- 依頼予定の設計者または施工業者が決まっている場合は、ご同席をお願いします。

④申請書類提出

- 申請書類を揃え、観光・MICE推進課にご持参または郵送してください。
所在：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北
- ※申請受付期限：令和7年9月30日(火)まで

⑤審査・交付決定

- 申請書類を受付後、改修内容の確認を行います。
- ※提出いただいた書類で確認ができない場合、追加で資料の提出を求める場合があります。
- 申請内容を審査の上、概ね2週間をめぐり、交付決定または不交付決定のいずれかの通知書を送付します。

⑥事業の実施

- 交付決定通知書を受け取られた方は、通知日以降に工事に着手してください。
- ※申請内容を変更または中止しようとする際は、事前に札幌市と協議の上、補助金交付申請内容変更承認申請書の提出が必要です。

⑦実施結果の報告

- 補助金工事等完了報告書を札幌市へ提出してください。(郵送可)
- ※完了報告の提出期限：令和8年2月27日(金)まで。

⑧実施結果の審査

- 改修内容を報告書等により審査し、必要があれば現地確認を行います。
- ※交付決定内容に反する場合等があれば、決定を取り消すことがあります。
- 報告内容を審査の上、適合と認めたときは、補助金額確定通知書を申請者へ送付します。

⑨補助金の交付

- 補助金の確定通知後、ご指定の口座へ振り込みます。

提出書類

【申請時に必要な書類】

申請時の提出書類	注意事項
☐ 補助金交付申請書（様式 1） ☐ 誓約書兼同意書（様式 3）	・様式はホームページ（1 ページに記載）からダウンロードできます。
☐ 関係図書 （施工前、施工後の工事内容が確認できる図面）	・各図書には、必要事項、寸法等が記載されていること 1 案内図 2 補助対象整備に係る部分の図面等 3 配置図、平面図、立面図及び断面図 4 工程表
☐ 補助対象整備箇所の施工前の現況写真	・改修箇所ごとそれぞれの写真とし、撮影日がわかるもの ※改修箇所の寸法について読み取れるよう、「メジャー」や「かね尺」をあてて撮影してください。
☐ 整備箇所以外に右記 3 つの項目の内容が確認できる現況写真	1 敷地内から建築物までの経路 ※車椅子使用者用駐車場がある場合は、車椅子使用者用駐車場から建築物までの経路も含む 2 建築物内部への出入口 3 建築物内の経路及び設備（トイレ・階段・エレベーター）
☐ 補助対象整備に係る見積書等の写し（内訳書を含む。）	・見積書は工事箇所、内容、面積等の規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもの ※可能な限り、資材のカatalogも添付してください。
☐ 建築確認済証等（写）	・建築確認・検査済であることを証明するもの
☐ 法人：法人登記簿謄本 ☐ 個人事業主：住民票抄本または外国人登録証明書	・直近 3 か月以内に発行されたもの（住民票はマイナンバーを記載していないもの）
☐ 直近の市税の納税証明書（指名願）	
☐ 旅館業営業許可書（写）	
☐ 補助申請に係る工事承諾書（様式 2）	・申請者が建物の所有者でない場合に提出してください。 ・様式はホームページからダウンロードできます。

【完了時に必要な書類】

完了時の提出書類	注意事項
☐ 事業実績報告書（様式 11）	・様式はホームページからダウンロードできます。
☐ 領収書（写） （内訳が確認できない場合は別途内訳書も提出）	・領収書は申請者本人あてで施工業者が発行したもの ・内訳には、工事箇所、内容、面積等の規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもの
☐ 補助対象整備箇所すべての施工後の完了写真	・改修箇所ごとそれぞれの写真とし、撮影日がわかるもの ※必要な寸法を満たしているか読み取れるよう、「メジャー」や「かね尺」をあてて撮影してください。
☐ 銀行口座振込同意書（様式 12）	・様式はホームページからダウンロードできます。
☐ 振込先金融機関の通帳（写）	

建築士による窓口相談（札幌市委託事業）

一級建築士の資格を持つ相談員が、改修内容や整備基準等についてご相談に応じます。

【事前予約受付】令和7年5月28日（水）から開始

【事前予約申込先】一般社団法人北海道建築士会札幌支部

【予約受付】電話番号：011-232-1843（平日9時～12時、13時～16時 ※祝日は除く）

メールアドレス：hkssyukuhakubf@gmail.com

申請フォーム：<https://forms.gle/i7Gwqd3VPn3NUBJ9A>

【相談期間】令和7年6月2日（月）～令和7年8月29日（金）

【相談場所】札幌市役所本庁舎15階北 観光・MICE推進課（中央区北1条西2丁目）



<窓口相談で効果的な相談を進めるために>

以下の書類を持参していただくとスムーズに相談を行うことができますので、可能な限り書類の持参をお願いいたします。依頼予定の設計者または施工業者が決まっている場合は、ご同席をお願いします。

○現状の図面および写真

※改修を計画している箇所の他、申請建物全体の様子が確認できる写真など

○改修計画図・資材（便器・手すり等）のカタログ・見積書など

「心のバリアフリー」について

誰もが快適に利用できる宿泊環境を整えるためには、ハード面での施設整備だけでなく、ソフト面での宿泊客への支援が不可欠です。そのためには、「心のバリアフリー※」について学び、実践することが重要です。

観光庁では、観光施設向けの認定制度を設けていますので、ぜひ認定取得をご検討ください。（ただし、本補助事業の申請の要件とはしていません。）

※心のバリアフリー：障がいのある方や高齢の方などに対する偏見や無理解といった、心の中にある見えない壁（バリア）をなくして、一人ひとりが多様な人を思いやり、行動を起こすこと

■「観光施設における心のバリアフリー認定制度」（観光庁）

観光庁では、バリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を設けています。認定された観光施設には、観光庁が定める認定マークが交付されます。

【認定基準】

- ①施設のバリアフリー性能を補完するための措置を3つ以上行い、ご高齢の方や障がいのある方等が施設を安全かつ円滑に利用できるような工夫を行っていること
- ②バリアフリーに関する教育訓練※を年に1回以上実施していること
※札幌市が実施する「心のバリアフリー研修」（後述）の受講でも可
- ③自社のウェブサイト以外のウェブサイトで、施設のバリアに関する情報などのバリアフリー情報を積極的に発信していること

詳細は以下のページをご確認ください。（観光庁ホームページ）

・https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kokorono_barrier-free/index.html

観光施設
心のバリアフリー認定



■心のバリアフリー研修（秋頃開催予定）

札幌市は、障がいの有無、年齢、性別、国籍、民族に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指しています。その実現に向けて、「心のバリアフリー」について学び、実践に繋げるための研修を実施していますので、ぜひ受講ください。

詳細は以下のページをご確認ください。（担当：保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課）

・https://www.city.sapporo.jp/fukushi/machizukuri/kokorobf_suishin.html

